

ローザ・ルクセンブルク著

加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と自治』

丸山敬一

I

本書は、ポーランド王国・リトアニア社会民主党の理論機関誌『社会民主主義評論』に、一九〇八年から九年にかけて六回にわたって連載されたローザ・ルクセンブルクの長文のポーランド語論文の全訳である。この論文の内容は、これまでも何人かの人々によって我国にも紹介されてきた（たとえば、伊東孝之氏⁽²⁾、加藤一夫氏⁽³⁾、荒木勝氏⁽⁴⁾、川名隆史氏⁽⁵⁾など）し、その一部が外国語にも翻訳されてきた（J・ヘンツェによる第一章のみのドイツ語訳⁽⁶⁾、G・オープト等による断片的なフランス語訳⁽⁷⁾、H・B・デイヴィスによる第五章までの英語訳⁽⁸⁾など）。しかし、それらはいずれも不完全なものであって、本書の出版をまっぴらして我々は、ローザ・ルクセンブルクのこの「幻の

大論文」の全容にふれることができるようになったのである。とりわけ、これまでこの論文の内容が、レーニンのあまりにも有名な批判「民族自決権について」を通じて、間接的に、しかも一方的にしか知られてこなかったことを考えると、レーニンとルクセンブルクの民族理論の比較検討をはじめて両者に公平な形で可能にした本書邦訳版の出版は、きわめて意義のあるものといわなければならない。

私事にわたって恐縮であるが、私はちょうど一〇年前の一九七四年に、前述のJ・ヘンツェのドイツ語訳から重訳し、さらにそれに彼女のポーランド論五篇とトルコ論二篇を加えて編集し、『マルクス主義と民族問題』と題して出版したことがある。その折、「訳者あとがき」の中で、できるだけ早く、この論文の全体が直接ポーランド語から邦訳されることを期待したいと

述べたのであった。ポーランド語を解せぬ者にとっては、そう期待する以外に方法がなかったのである。それが一〇年後の今日ようやく実現することになって、ポーランド語を習得する労は払いたくないが、ローザ・ルクセンブルクは読みたいという者にとって何よりの福音だと思わずにはいられない。

II

まず、本書の内容を簡単に概観してみよう。

第一章 諸国民の自決権

ここでは、民族自決権否定の論拠が三点にわたって展開されている。① 民族自決権という公式は、抽象的な公式であって、具体的・歴史的分析の必要を説くマルクス主義の方法とあいれない。② 民族自決権の要求は、資本主義の発展方向——中央集権的巨大大国家形成の方向と帝国主義国による植民地拡大の方向——に一致しない。③ 民族自決権の要求は、近代社会主義の基本的な理論——階級社会の理論——を完全に無視している。以上三つの理由から、ルクセンブルクは、ロシア社会民主労働党綱領第九条のかかげる民族自決権の要求を絶対に認めることができないという。

第二章 国民国家とプロレタリアート

ブルジョアジーの階級利害に最もよく合致しているのは国民国家であるが、この国民国家は、本質上はじめから他民族の征服・抑圧・搾取にのりだす傾向を持っている。それゆえ、諸民

族の平和的な連帯をめざすプロレタリアートにとっては、国民国家はただ打倒の対象にしかならない。ポーランドのように、ブルジョアジーが初めから国民国家の樹立をめざさなかった所では、かわってプロレタリアートが国民国家を樹立すべきだという主張があるが、これは上述したところからみて全く誤った見解である。

第三章 連邦制、中央集権制、地方分立主義

近代資本主義は、高度に中央集権化傾向を持っているが、この傾向は、一方で、プロレタリアートが階級闘争を遂行し、勝利するのに適した大規模な政治的枠組を作り出すという点で、他方で、こうして作り出された大資本主義国家が、未来の社会主義体制の基礎ともなりうるという点で社会主義運動の利益にも合致するものである。それゆえ、近代プロレタリアートもまた、この中央集権化傾向を支持し、連邦制にも地方分立主義にも断固反対しなければならない。

第四章 中央集権制と自治

資本主義の中央集権化傾向は、必然的に地方自治を不可欠なものとする。地方自治は、官僚制の欠陥を矯正するものとして、また資本主義の発展から生じたさまざまな社会的要請——たとえば、保健厚生が必要、都市問題の解決、普通教育制度の確立、交通手段の整備、個人と財産に対する公的な安全保障など——に対処するための手段として、さらには新たに形成された地域的有機体（大都市など）の特殊な要請に答えるものとし

て、中央集権主義の民主的補完物なのである。

第五章 民族と自治

地方自治は、一定の諸条件のもとで、その最高形態である国内自治（『民族自治』⁽¹¹⁾）に発展する。その諸条件とは、① 民族的・文化的独自性、② 一定の経済的・社会的独自性、③ 一定のブルジョアの発展、であり、これら三条件のすべてを備えているのは、ロシア帝国内ではひとりポーランド王国のみである。ユダヤ人、ウクライナ人、リトアニア人、白ロシア人、カフカースの諸民族などには、これら三条件が欠けているため、国内自治はみとめられず、⁽¹²⁾ただ特定の民族的性格を持たない広汎な地方自治が適用されるべきである。

第六章 ポーランド王国の自治

最終章である本章では、資本主義発展の利益とプロレタリアートの階級闘争の利益という観点から、中央政府（ロシア全体の政府）の権限に属するものと、ポーランド国内自治の管轄に属するものが具体的に分類されて列挙されている。前者に属するものとしては、① 関税・通商政策、② 近代的な交通・通信手段、③ 軍制、④ 税制、⑤ 民法と刑法、⑥ 公教育の一般的基礎づけ、⑦ 労働者保護立法、があげられ、後者に属するものとして、① 公教育の領域全体、② 農業問題における調整立法、③ 林業、④ 鉱業、⑤ 国内の商工業の育成、⑥ 水陸交通網の整備、⑦ 公衆衛生、があげられている。

以上を要するに、第一章から第三章までは、消極的主張、すなわち、民族自決権批判、国民国家批判、連邦制と地方分立主義批判が、第四章以下に、積極的主張、つまり、地方自治論と、その最高形態としてのポーランド民族自治論が展開されているということになる。一言にしていえば、ルクセンブルクは、ロシア社会民主労働党綱領のかかげる民族自決権を全面的に否定し、ロシア帝国内の諸民族のうち、ポーランド民族のみに特殊に民族自治を要求するために本書を書いたということができよう。

III

ところで、本書は未完であったといわれている。まず、彼女の僚友ヴァルスキが一九二九年にそう主張した。

「最後の章にさっと目を通しただけで、実際に「この論文が」未完に終わったことはすぐに分る。なぜか。著者はそれに答えたがらなかったが、いずれにせよ、筆者は、この問題を完全に記憶から消そうと考えてしまったようである。だが、書簡や『われわれは何を望むか』や『社会民主主義評論』（それまで一〇篇の論文がでていた）のなかのルージャ・ルクセンブルクの論文の内容に盛り込まれているリトアニアの自治要求の歴史に入り込んでみると、著者が民族問題あるいは歴代のツァーリ国家における民族問題について自ら納得がゆくように解決するには多分、何らかの要素が不足していたという結論に達す

る⁽¹³⁾。

わが国においても、私の知るかぎりでは、伊東孝之氏が、最も早く、本書の未完説を主張した⁽¹⁴⁾。そして、本書が未完に終わった原因を、伊東氏は、彼女がロシア帝国内部でひとりポーランド民族のみに国内自治を認めたことにあるとした。すでにみたように、彼女は、地方自治の最高形態である国内自治は、①民族的・文化的独自性、②経済的・社会的独自性、③一定のブルジョアの発展、という三条件をみたした地域でのみ認められるのであって、ロシア帝国内部でこの条件をみたしているのは、ひとりポーランド民族のみであると主張していた。

ところが、この主張は、少なくとも二つの点で問題のある主張であった。第一に、ポーランド民族のみの特権としての国内自治の要求は、民族平等の原則に反するのではないかという点である。この要求は、一方において、歴史的な大民族の特権としての民族自決権というマルクス・エンゲルスの主張⁽¹⁵⁾を想起させるものであるし、他方において、資本主義的発展の能力に欠ける一定の民族の存在——ヘーゲル・エンゲルス流の、いわゆる「歴史なき民族」の理論⁽¹⁶⁾を想起させるものであるからである。

第二に、ポーランドの「経済的・社会的独自性」という論拠は、従来からの彼女の主張——ロシア帝国とポーランド王国の経済的一体化——を真向うから否定してしまふことになるのではないかという点である。

伊東氏の意見によれば、ルクセンブルクは、この二点におい

て理論的整合性を失ない、本書を仕上げることができなかつたのだという。この伊東説は、わが国でも支配的となり、私も前記拙訳を出版した際、「訳者あとがき」の中で、この伊東説に与したし、本書の訳者たちも、この説に従った叙述をしている。

たしかに、ヨギヘスあての書簡などをみると、彼女がポーランド自治の根拠づけに大変苦しんでいるのが分る⁽¹⁷⁾。しかし、私はこのたび、この邦訳版を通読してみても、はたして本書が未完だったのかどうかに強い疑問をいだいた。少なくとも彼女の主観的意識の中では、必ずしも未完ではなかったのではないだろうかと思われた。たしかに、結びの言葉も結論の章もなく、体裁の上では未完のようにみえないこともないが、論理は、それなりに首尾一貫して最後まで展開されているのではないだろうか。

前述の第一点、民族平等の原則に反するという点に関していえば、ルクセンブルクは、民族自決権を論じた際、民族問題の具体的・歴史的分析の必要性を強調していたのであるから、民族自治についても、この方法を適用して、さまざまの要因から民族自治をみとめられない民族があると主張したとしても、この主張があなたがち民族平等の原理に反するとはいえないのではないであろうか。歴史的関連や経済的・社会的関係を無視して、民族自治をあらゆる民族のあらゆる災厄に効く「抽象的な特效薬⁽¹⁸⁾」とみなすことは、かえって自由にも民主主義にも反す

ることになると彼女自身主張している。

第二点の「ポーランドの経済的・社会的独自性」の主張についても、必ずしも従来のルクセンブルクの主張に全面的に矛盾するともいえないのである。彼女は、有名な学位論文『ポーランドの産業的發展』の中で、ポーランド王国とロシア帝国の経済的一体性について、次のように述べている。

「ポーランドとロシアのブルジョアジーは、部分的にも全体的にも、多くのもっとも重要な問題において、利害連帯をつうじて相互に結びついているのである。この利害共同態を生み出したものは、第一に、生産における分業であって、これがしばしば両国の工業を一個同一の生産機構に結合させている。第二に、いっそう重要なのであるが、共通の関税境界の存在であって、これが外国（たとえばドイツ）に向っての両国工業の連帯性を生み出し、全ポーランド＝ロシアの企業者層を——販売市場の点からみて——同一の『国民的』資本家階級に融合させた。最後に、共通の販路の存在であって、これは、一方でのポーランドの生産と、他方でのロシアの輸送＝商業との間の、重大な相互依存関係を生み出している。そうして、よく注意してみれば、ここにのべたロシアとポーランドの経済的利害の癒着は、日々前進しているのである¹⁹⁾。

一見して明らかのように、彼女はもっぱら流通過程に着目して、ロシアとポーランドの経済的一体性を主張しているのである。その他のたぐさんの論文にみられるこのテーマに関する多

くの表現をみても、彼女がひたすら市場的結合という観点からのみ両国の経済関係をみていたことがわかる。これに反して、生産過程においては、ポーランドとロシアの間の分業の存在、企業家間の競争や利害の対立、生産諸条件の相違などを認めることによって、ポーランド、ロシアそれぞれの一定の経済的特殊性の存在をみとめているのである。「経済的独自性」という概念が、すぐれて生産過程の特質を表わすものであることを思えば、この表現と流通過程に重きをおいた「経済的一体性」という表現とが、必ずしも全面的に相反するものとも思えないのである²⁰⁾。

最後に、ルクセンブルクは、本書の最終章（第六章）を仕上げつつあったと思われる一九〇九年八月一日付のヨギヘスあて書簡においても、自信をもって次のように述べている。

「自治に関する仕事のプランは次のとおり。これまでの部分は中央の権能に属すべき領域に関して、その根拠を論じました。これからは自治的権能の根拠を論ずることになる。後者が欠かせないのは、さもないと、中央議会の権能を広範に究明したあと、地方議会には何ひとつ残らないのではないか、われわれの『自治』なるものは、ほらにすぎないのだ、という印象を与えることになるからです。そこで、われわれの自治要求に具体的な内容を与えるためにも、わたしは自治の積極的内容をできる限り具体的に展開するつもりです。それゆえ学校制度については二度記述しなければなりません。まず一般的な基礎は全国

家的であるべきことを論証し、つぎに、諸原則の執行と適用は自治的であるべきことを明らかにする、というふう⁽²¹⁾に」(傍点は原文)。

このような確信に満ちた表現は、彼女が理論的にいきづまって、本書を仕上げられなかったというような苦悩を連想させるものではない。

ちなみに、一九七七年の夏日本を訪れ、東京、札幌、京都などで講演会を行なったポーランドの代表的なローザ・ルクセンブルク研究者フェリクス・ティフ氏は、この問題に関する私の質問に答えて、「ルクセンブルクのこの論文を未完だとは思わない。この論文が単行本として出版されなかったのは、何か他の事情によるであろう」と述べられた。

以上の論述だけで、ヴァルスキ説や伊東説をくつがえすことができたとは思わない。しかし、本書が本当に未完であったかどうかについては、もう少し慎重に検討してみてもよさそうである。

(論創社、一九八四年一〇月刊、三七五〇頁ページ)

〔注〕

- (1) 原題は、*Kwestia narodowościowa i autonomia*
 (2) 伊東孝之「東欧の民族問題とマルクス主義の民族自決権概念——ローザ・ルクセンブルク『スラヴ研究』一八号、一九七三年。

(3) 加藤一夫「ローザ・ルクセンブルクと民族問題——民族問題論争史ノート——」『季節』三号、一九七九年。

(4) 荒木勝「ローザ・ルクセンブルクのポーランド民族自治論に関する一考察」『法政論集』(名大)八〇号、一九七九年。

(5) 川名隆史「ローザ・ルクセンブルクとポーランド問題——ポーランド自治をめぐる——」『国家論研究』(論創社)二〇号、一九八一年。

(6) Jürgen Hentze, *Rosa Luxemburg, Internationalismus und Klassenkampf. Die polnischen Schriften.* (Luchterhand, 1971) S. 220-278.

(7) G. Haupt, M. Lowy, C. Weill *Les marxistes et la question nationale. 1848-1914.* (Paris, 1974). pp. 184-203.

(8) H. B. Davis, *The National Question. Selected Writings by Rosa Luxemburg.* (New York, 1976). pp. 101-287.

(9) 『レーニン全集』(大月書店)第二〇巻、四二一—四九〇ページ。

(10) 丸山敬一編訳『マルクス主義と民族問題』(福村出版、一九七四)。

(11) この国内自治の内容については、川名隆史氏が要領よく表現している。「ポーランド自治とは、革命後の中央集権的ロシア共和国の枠内での『民族性の擁護』を基本任務とし、言語・教育問題を主要課題とする地方自治であり、それがポーランド民族の自治と見られる限りで『民族自治』なのである」(川名隆史、前掲論文、九二ページ)。

(12) たとえば、白ロシア人は、①もっぱら農民であり、②文

- 盲率がきわめて高く、したがって文化水準が極端に低く、
- ③ブルジョアジーも、都市インテリゲンツィアもおらず、白ロシア語による独自の学術・文芸生活を持たないがゆえに、またグルジア人は、①一二〇万というわずかの人口しかおらず、しかも他民族と混在して自治のための境界線をひくことができず、②社会が圧倒的に牧畜段階にとどまっております、③自身の都市生活もなければ、民族語による知的作品もないがゆえに、国内自治を認められないという。
- (13) 本書、三五〇ページ。
- (14) 伊東孝之、前掲論文、八五ページ。
- (15) 丸山敬一「マルクス、エンゲルスと民族自決権」『法学雑誌』第三〇巻第三・四合併号、一九八四年、参照。
- (16) 「歴史なき民族」の理論については、次の諸論文を参照された。
- Roman Rosdolsky, Friedrich Engels und das Problem der „geschichtslosen“ Völker. *Zur nationalen Frage.* (Berlin, 1979).
- Charles C. Herod, *The Nation in the History of Marxian Thought.* (Martinus Nijhoff/The Hague, 1976)
- Michael Löwy, "Marxists and the National Question." *New Left Review*, No. 96. 1976.
- Karl Kautsky, „Die Befreiung der Nationen.“ (Stuttgart, 1918).
- 良知力「四八年革命における歴史なき民によせて」『思想』六二八号、一一二〇ページ。
- 阪東宏「歴史における民族の形成」『歴史学研究』別冊特集、一九七五年十一月、一四一―一五〇ページ。
- (17) たとえば、一九〇五年一月二六日付のヨギヘスあての手紙の中で、ルクセンブルクが「ポーランド自治」の根拠づけに腐心しているのを見ることが出来る。この手紙でみると、彼女は、はじめ「民族的・文化的独自性」を自治の根拠と考えていた模様であるが、ヨギヘスに指摘されて、これだけでは不十分なことをみとめている。しかし、ヨギヘスの提案する「経済的独自性」という根拠も採用しがたいこと、むしろ「階級闘争のますます増大する地域性格」という根拠を考えてみるべきだと主張している。
- だが、この手紙の中では否定されている「経済的独自性」という根拠は、一九〇六年の『我々は何を望むか——ポーランド王国・リトアニア社会民主党綱領解説』の中には出てくるし、本書の中にも出てくる。
- また、この手紙の中で、彼女は、はっきりと「リトアニアの自治」を要求しているが、前述の『綱領解説』の中には「リトアニアの自治」は全く登場してこないし、本書の中では明確に否定されている。
- こうしたことは、彼女の理論的動揺とポーランド自治の根拠づけの困難さを思わせるものではあるが、しかし、ここから直ちに彼女が理論的にゆきまじったと結論することが出来るかどうかは、もう少し慎重な検討を要するものと思われる。ローザ・ルクセンブルク、伊藤成彦・米川和夫・阪東宏訳『ヨギヘスへの手紙』(河出書房新社、一九七七年)第三巻、三三九―三四三ページ参照。
- (18) 本書二一〇ページ。
- (19) Rosa Luxemburg, „Die industrielle Entwicklung Polens.“ in: *Rosa Luxemburg, Gesammelte Werke*, (Dietz Verlag Berlin 1972) Bd. I-1. S. 185-186. 邦

訳、肥前栄一訳『ポーランドの産業的發展』（未来社、一九七〇年）、一二五—一二六ページ。

(20) ルクセンブルクは、ロシア帝国とポーランド王国の経済的一体性を主張する時には流通過程に着目し、ポーランド自治を主張する時には生産過程に着目するという使い分けをしていたのではあるまいか。

(21) 『ヨギヘスへの手紙』第四巻、六一ページ。

(一九八五・五・二)